

令和7年度 いじめ防止基本方針

つくばみらい市立小絹小学校長 櫻井 芳則

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本基本方針は、小絹小学校の児童の尊厳を保持する目的の下、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法第11条第1項の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

【いじめの定義】

いじめ防止対策推進法第2条において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

〈具体的ないじめの態様〉

- ・冷やかしかからかい ・悪口や脅し文句 ・嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ ・集団による無視
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- ・犯罪行為として取り扱われるべき、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような行為 等

2 いじめの防止（未然防止）

(1) 基本的な考え方

いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が一致団結して取り組む。

① 未然防止の基本

- ・児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係を築くこと
- ・授業や行事に主体的に参加できるような、授業づくり・集団づくり・学校づくりに努めること

② 未然防止の取組の評価

- ・日常生活における児童の行動の様子の把握
- ・昼休み等の児童の見守り
- ・定期的なアンケート調査（先生あのおね）
（5・6・7・9・10・11・12・1・2・3月に実施）
- ・児童生徒の欠席日数等の検証
- ・PDCA サイクルに基づく取組の定期的・計画的な見直し
（取組評価アンケートを7月・12月・3月に実施）

(2) いじめの防止のための措置

① いじめについての共通理解

- ・いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について、校内研修や職員会議での周知・共通理解を図る。
- ・日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成する。
- ・児童生徒と教職員がいじめとは何かについて具体的な認識を共有する手段とし、なにがいじめなのかを具体的に列挙して目につく場所に掲示する。

② いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動等の推進により、児童生徒の社会性を育む。
- ・幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培う。
- ・自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う
- ・互いの意見を認め合いながら調整し、円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。（学び合い、学級での話し合い活動の推進）

③ いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ・授業についていけない焦りや劣等感等が過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。
- ・学級や学年の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進める。
（教科担任制の推進、Q-Uテストの活用、定期的なアンケート）
- ・ストレスを感じた場合でも、発散したり、相談したりすることで、ストレスに適切に対処できる力を育む。
（教育相談の充実）
- ・教職員の不適切な認識や言動に注意する。
（「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言はしない。）
- ・障害（発達障害を含む）について、適切に理解した上で、指導に当たる。

④ 自己有用感や自己肯定感を育む

- ・児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を提供する。（異学年交流 特別活動の充実）
- ・幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫する。
（地域の教育力の活用）
- ・困難な状況を乗り越えるような体験の機会等を積極的に設ける。

(学校行事等の工夫)

- ・異学校種や同学校種間で適切に連携して取り組む。

(小中連携の推進)

⑤ 児童自らがいじめについて学び、取り組む

- ・児童自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する
(いじめ防止活動の充実)
- ・「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつけることは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」等の考え方は誤りなことを学ぶ。
- ・ささいな嫌がらせや意地悪であっても深刻な精神的危害になること等を学ぶ。

3 早期発見

(1) 基本的な考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりする等、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

- ・日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。
- ・特定の児童生徒のグループ内で行われるいじめについては、周りの児童も教職員も見逃しやすかったりするので注意深く対応する。

(2) いじめの早期発見のための措置

- ・定期的なアンケート調査の実施
- ・定期的な教育相談の実施
(年間計画を参照)
- ・日常生活の観察による、いじめの実態把握
- ・個人ノートや生活ノート、教職員と児童の間で日常行われている日記等の活用
- ・保護者用のいじめチェックシートの活用
- ・児童及びその保護者、教職員が、相談できる体制の整備
- ・保健室や相談室の利用
- ・電話相談窓口の周知
- ・学校ネットパトロールの実施
- ・パスワード付きサイトやSNS、携帯電話のメールを利用したいじめ等についての家庭への協力依頼

4 いじめに対する措置

(1) 基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに、小絹小学校いじめ防止対策委員会を中心に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置

いた指導を行うことが大切である。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

(2) 小絹小いじめ防止対策委員会

学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処を実効的に行うために、その組織的対応の中核として、小絹小いじめ防止対策委員会を設置し、対応に当たる。また、必要に応じて、スクールカウンセラー・学校三師・市教育委員会・常総警察署等の外部専門家等及び保護者や児童生徒の代表、地域住民等との連携を図りながら、いじめ問題の解決に向けて対応に当たる。

① 小絹小いじめ防止対策委員会の具体的活動

- ・ 本基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ・ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割
- ・ 本基本方針の見直しをする役割
- ・ 学校で定めたいじめの取組が計画通りかどうかを確認する役割
- ・ いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証をする役割
- ・ 必要に応じた計画の見直し等、いじめの防止等の取組について PDCA サイクルで検証を担う役割

② 構成メンバー

【平常時】

校長・教頭・生徒指導主事・養護教諭・特別支援コーディネーター
豊かな心育成コーディネーター

【いじめ発生時】

校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・養護教諭・特別支援コーディネーター
豊かな心育成コーディネーター・当該学年・必要に応じて外部専門家

【重大事態発生時】

校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・養護教諭・特別支援コーディネーター
豊かな心育成コーディネーター・当該学年・スクールカウンセラー
市教育委員会・医師・常総警察署・学校の設置者により設けられた調査組織等

③ 平常時の小絹小いじめ防止対策委員会の運用

定例会を月予定に位置づけ、的確にいじめの疑いに関する情報が共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応できるよう運用する。

特に、いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが必要であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、抱え込まずに全て当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は、個別の児童ごと等に記録し、複数の教職員が

個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

(3) いじめの発見・通報を受けたときの対応（一般的な流れ）

① いじめ・いやがらせ発生

- ・本人や保護者からの相談 ・アンケート調査 ・地域住民からの報告
- ・児童や保護者からの報告 ・教職員からの報告

② 小絹小学校いじめ防止対策委員会による正確な実態把握と学校長への報告

○複数教員による実態把握

○当事者双方・周囲の子ども・保護者等から個々に聴き取りを行い記録する。

○関係教職員と情報を共有化し正確に把握する。

○一つの事象にとらわれず、全体像をとらえる。

○全容が分かったところで学校長に報告し、指示を仰ぐ。

③ 指導体制・方針の決定

○いじめ発生時の緊急会議

- ・ねらい

児童にかかわる生徒指導上の問題について、その解決に向けた方針・方策を共同立案し、具体的実践を通してして問題の解決を図る。

- ・会議に際して

指導のねらいを明確にする。

全ての教職員の共通理解を図る。

対応する教職員の役割分担を考える。

教育委員会・SC・関係機関等との連携を図る。

④ 子どもへの指導・支援

○被害児童に対して

- ・事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感し、心のケアを図る。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・必ず解決できる希望がもてることを伝える。
- ・自信をもたせる言葉をかける等、自尊感情を高めるよう配慮する。

○被害保護者に対して

- ・発見した日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭で子どもの変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

○加害児童に対して

- ・いじめた気持ちや状況等について十分に聞き、子どもの背景にも目を向け指導する。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにする等一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応を粘り強く行う。
- ・その行為が、人として決して許されない行為であることや被害児童の気持ちを認識させる。

○加害保護者に対して

- ・ 正確な事実関係を説明し、被害児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・ 「その行為が決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・ 子どもの変容を図るために、今後のかかわり方等を一緒に考え、具体的な助言をする。

○ネット上のいじめへの対応

- ・ ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求める等必要な措置を講じる。
- ・ 必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。
- ・ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

⑤ 関係機関への報告

○教育委員会への報告（今後の対応を協議）

○児童相談所への通告

○警察への通告

⑥ 事後の指導

○児童・保護者の心のケア

- ・ 児童への声掛け
- ・ 保護者に対するその後の家庭での状況の聞き取り
- ・ 定期的な教育相談
- ・ スクールカウンセラー等の活用
- ・ 心の教育の充実を図り、誰もが安心できる学級経営の推進

⑦ 全職員への説明・再発防止の話合い

○教職員への報告と共通理解

○学年会等での児童の情報の共有化

○いじめ解消サポーターの活用

⑧ 事後の評価

○児童・保護者の様子

○対応策の効果

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

① いじめにより在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

○児童が自殺を企図した場合

○身体に重大な障害を負った場合

○金品等に重大な被害を被った場合

○精神性の疾患を発症した場合等

- ② いじめにより在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

○相当の期間とは、不登校の定義を踏まえ、30日を目安とする。

(2) 重大事態発生時の対応

① 重大事態発生

○(1)①②の定義に当てはまるもの

- ・本人や保護者からの相談
- ・アンケート調査
- ・地域住民からの報告
- ・児童や保護者からの報告
- ・教職員からの報告

② 小絹小学校いじめ防止対策委員会による正確な実態把握と学校長への報告

○複数教員による実態把握

○当事者双方・周囲の子ども・保護者等から個々に聴き取りを行い、記録する。

○関係教職員と情報を共有化し正確に把握する。

○一つの事象にとらわれず、全体像をとらえる。

○全容が分かったところで学校長に報告し、指示を仰ぐ。

③ 学校の設置者に重大事態の発生を報告

(設置者から地方公共団体の長等に報告)

④ 学校の設置者が重大事態の調査の主体を判断

【学校を調査主体とした場合】

○学校の下に、重大事態の調査組織を設置

(構成メンバーは、4の(2)の②を参照)

○調査組織で事実関係を明確にするための調査を実施

- ・いじめ行為の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。
- ・因果関係の特定は急がない。
- ・客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・学校側に不都合なことがあっても、事実としっかりと向き合う。
- ・小絹小学校いじめ防止対策委員会による調査資料の再分析を行う。

○いじめを受けた児童及び保護者に対して情報を適切に提供

- ・関係者の個人情報に十分注意する。

※個人情報保護を盾にとり説明を怠ることがないようにする。

- ・アンケート結果はいじめられた児童や保護者に提供することを調査対象や保護者に説明する。

○調査結果を学校の設置者に報告

(設置者から地方公共団体の長等に報告)

- ・いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書を添える。

○調査結果を踏まえた必要な措置

【学校の設置者が調査主体となる場合】

○設置者の指示のもと、資料の提出等、調査に協力

小絹小学校 いじめ防止対策委員会

【いじめの情報源】

- ・ 本人や保護者からの相談
- ・ アンケート調査
- ・ 地域住民からの報告
- ・ 児童や保護者からの報告
- ・ 教職員からの報告

情報を得た教職員

関連児童の学年主任

生徒指導主事

管理職

【平常時】

- ・ 校長
- ・ 教頭
- ・ 生徒指導主事
- ・ 養護教諭
- ・ 特別支援コーディネーター
- ・ 豊かな心育成コーディネーター

【定義】

定例会を月予定に位置づけ、的確にいじめの疑いに関する情報が共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応できるよう運用。

【いじめ発生時】

- ・ 校長
- ・ 教頭
- ・ 教務主任
- ・ 生徒指導主事
- ・ 養護教諭
- ・ 特別支援コーディネーター
- ・ 豊かな心育成コーディネーター
- ・ 当該学年
- ・ 必要に応じた外部専門家

【定義】

当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているとき。

【重大事態発生時】

- ・ 校長
- ・ 教頭
- ・ 教務主任
- ・ 生徒指導主事
- ・ 養護教諭
- ・ 特別支援コーディネーター
- ・ 豊かな心育成コーディネーター
- ・ 当該学年
- ・ スクールカウンセラー
- ・ 市教育委員会
- ・ 医師
- ・ 常総警察署
- ・ 学校設置者により設けられた調査組織等

【定義】

①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※相当の期間とは、不登校の定義を踏まえ、30日を目安とする。

【職員会議】

- ・ 報告
- ・ 共通理解

保護者（適宜連絡）

継続指導・経過観察

教職員（評価）